

事務連絡
令和3年1月14日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指 雅啓

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加
を受けた対応について(依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域及び「基本的対処方針」の変更が行われ、1月8日付で緊急事態宣言の対象となった1都3県(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)に加えて、本日1月14日から2月7日までの25日間、緊急事態措置を実施すべき区域として栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が追加されました。

これらを受け、国土交通省自動車局旅客課長より同方針の周知及び適切な対応について依頼がありました。

また、同方針の別添において、社会の安定の維持を図るため、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」としてバス事業が挙げられており、同方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な事業継続のための体制整備やバス業界としての感染予防ガイドラインに基づき、感染予防対策に万全を期すよう依頼がありました。

つきましては、各都道府県バス協会におかれましては「基本的対処方針」の内容についてご了知頂くとともに会員事業者への周知をお願いいたします。

《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局旅客課長 事務連絡
- ・ 国土交通省大臣官房危機管理官 事務連絡
- ・ 第16回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部関係資料